第二十六条第三項に次のただし書を加える。

ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負つた特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

第二十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、「ならない監理技術者」の下に「（特例監理技術者を含む。）」を加え、「第二十六条の四から第二十六条の六まで」を「第二十六条の五から第二十六条の七まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者（同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。）がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行つたとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

第二十六条の二十一第一号中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条第二号中「第二十六条の九」を「第二十六条の十」に改め、同条第三号中「第二十六条の十一」を「第二十六条の十二」に改め、同条第四号中「第二十六条の十五」を「第二十六条の十六」に、「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条第五号中「第二十六条の十七」を「第二十六条の十八」に改め、同条を第二十六条の二十二とする。

第二十六条の二十第二項中「職員が」を削り、「場合において」を「職員」に改め、同条第三項中「解釈して」を「解して」に改め、同条を第二十六条の二十一とし、第二十六条の十九を第二十六条の二十とし、第二十六条の十八を第二十六条の十九とする。

第二十六条の十七第一項中「第二十六条の十一」を「第二十六条の十二」に、「第二十六条の十五」を「第二十六条の十六」に、「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六条の十八とし、第二十六条の十六を第二十六条の十七とする。

第二十六条の十五第一号中「第二十六条の五第一号」を「第二十六条の六第一号」に改め、同条第二号中「第二十六条の九から第二十六条の十一まで、第二十六条の十二第一項」を「第二十六条の十から第二十六条の十二まで、第二十六条の十三第一項」に改め、同条第三号中「第二十六条の十二第二項各号」を「第二十六条の十三第二項各号」に改め、同条第五号中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六条の十六とする。

第二十六条の十四中「第二十六条の八」を「第二十六条の九」に改め、同条を第二十六条の十五とする。

第二十六条の十三中「第二十六条の六第一項」を「第二十六条の七第一項」に改め、同条を第二十六条の十四とし、第二十六条の十二を第二十六条の十三とし、第二十六条の十一を第二十六条の十二とする。

第二十六条の十第一項中「以下」を「次項において」に改め、同条を第二十六条の十一とする。

第二十六条の九中「第二十六条の六第二項第二号」を「第二十六条の七第二項第二号」に改め、同条を第二十六条の十とする。

第二十六条の八中「第二十六条の六第一項第一号」を「第二十六条の七第一項第一号」に改め、同条を第二十六条の九とする。

第二十六条の七第一項中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六条の八とする。

第二十六条の六第一項中「、第二十六条の四」を「、第二十六条の五」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第三号イ中「第二十六条の四」を「第二十六条の五」に改め、同条第二項第二号中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六条の七とする。

第二十六条の五中「第二十六条第四項の登録」を「第二十六条第五項の登録」に改め、同条第二号中「第二十六条の十五」を「第二十六条の十六」に、「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条第三号中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六条の六とする。

第二十六条の四中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六条の五とし、第二十六条の三を第二十六条の四とする。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

第二十六条の三　特定専門工事の元請負人及び下請負人（建設業者である下請負人に限る。以下この条において同じ。）は、その合意により、当該元請負人が当該特定専門工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならない主任技術者が、その行うべき次条第一項に規定する職務と併せて、当該下請負人がその下請負に係る建設工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならないこととされる主任技術者の行うべき次条第一項に規定する職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請負人は、第二十六条第一項の規定にかかわらず、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しない。

２　前項の「特定専門工事」とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるものであつて、当該建設工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。以下この項において同じ。）が政令で定める金額未満となるものをいう。ただし、元請負人が発注者から直接請け負つた建設工事であつて、当該元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額が第二十六条第二項に規定する金額以上となるものを除く。

３　第一項の合意は、書面により、当該特定専門工事（前項に規定する特定専門工事をいう。第六項において同じ。）の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

４　第一項の元請負人は、同項の合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならない。

５　注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

６　第一項の元請負人が置く主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。

二　当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

７　第一項の元請負人が置く主任技術者については、第二十六条第三項の規定は、適用しない。

８　第一項の下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

第二十七条第二項中「学科試験及び実地試験によつて行う」を「これを分けて第一次検定及び第二次検定とする」に改め、同条第五項中「第一項の検定」を「第一次検定又は第二次検定」に改め、「者は、」の下に「それぞれ」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の検定」を「第一次検定又は第二次検定」に改め、「者に、」の下に「それぞれ」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

３　第一次検定は、第一項に規定する者が施工技術のうち第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。

４　第二次検定は、第一項に規定する者が施工技術の基礎となる知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。